

令和6年度第2回朝霞市特別職報酬等審議会次第

日時 10月1日(火) 午後2時

場所 市役所別館2階 第1委員会室

1 開 会

2 議 事

(1) 審議

(2) その他

3 閉 会

朝霞市特別職報酬等審議会資料  
追加資料

(令和6年度)

# 追加資料一覧

【追加資料1】改定率ごとの市長・副市長・教育長の給与額

【追加資料2】改定率ごとの議員報酬額

【追加資料3】報酬等審議会答申における報酬等の引上げ理由

【追加資料4】市長・副市長・教育長の給料月額及び部長級職員の給与の推移

## 【追加資料1】改定率ごとの市長・副市長・教育長の給与額

改定率	改定後の給料月額			改定後の賞与額			改定後の年間給与額			三役給与合計	
	市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長	年間給与額 (合計)	増加額
5.0%	976,000	827,000	758,000	5,270,400	4,465,800	4,093,200	16,982,400	14,389,800	13,189,200	44,561,400	2,105,400
4.5%	971,000	823,000	754,000	5,243,400	4,444,200	4,071,600	16,895,400	14,320,200	13,119,600	44,335,200	1,879,200
4.0%	967,000	819,000	750,000	5,221,800	4,422,600	4,050,000	16,825,800	14,250,600	13,050,000	44,126,400	1,670,400
3.5%	962,000	815,000	747,000	5,194,800	4,401,000	4,033,800	16,738,800	14,181,000	12,997,800	43,917,600	1,461,600
3.0%	957,000	811,000	743,000	5,167,800	4,379,400	4,012,200	16,651,800	14,111,400	12,928,200	43,691,400	1,235,400
2.5%	953,000	807,000	740,000	5,146,200	4,357,800	3,996,000	16,582,200	14,041,800	12,876,000	43,500,000	1,044,000
2.0%	948,000	803,000	736,000	5,119,200	4,336,200	3,974,400	16,495,200	13,972,200	12,806,400	43,273,800	817,800
1.5%	943,000	799,000	732,000	5,092,200	4,314,600	3,952,800	16,408,200	13,902,600	12,736,800	43,047,600	591,600
1.0%	939,000	795,000	729,000	5,070,600	4,293,000	3,936,600	16,338,600	13,833,000	12,684,600	42,856,200	400,200
0.5%	934,000	791,000	725,000	5,043,600	4,271,400	3,915,000	16,251,600	13,763,400	12,615,000	42,630,000	174,000
<b>現行</b>	<b>930,000</b>	<b>788,000</b>	<b>722,000</b>	<b>5,022,000</b>	<b>4,255,200</b>	<b>3,898,800</b>	<b>16,182,000</b>	<b>13,711,200</b>	<b>12,562,800</b>	<b>42,456,000</b>	<b>0</b>

## 【追加資料2】改定率ごとの議員報酬額

改定率	改定後の報酬月額				改定後の賞与額				改定後の年間報酬額				議員報酬合計	
	議長	副議長	委員長	議員	議長	副議長	委員長	議員	議長	副議長	委員長	議員	年間報酬額 (合計)	増加額
5.0%	496,000	432,000	420,000	409,000	2,232,000	1,944,000	1,890,000	1,840,500	8,184,000	7,128,000	6,930,000	6,748,500	164,686,500	7,689,000
4.5%	494,000	430,000	418,000	407,000	2,223,000	1,935,000	1,881,000	1,831,500	8,151,000	7,095,000	6,897,000	6,715,500	163,894,500	6,897,000
4.0%	491,000	428,000	416,000	405,000	2,209,500	1,926,000	1,872,000	1,822,500	8,101,500	7,062,000	6,864,000	6,682,500	163,086,000	6,088,500
3.5%	489,000	426,000	414,000	403,000	2,200,500	1,917,000	1,863,000	1,813,500	8,068,500	7,029,000	6,831,000	6,649,500	162,294,000	5,296,500
3.0%	487,000	424,000	412,000	401,000	2,191,500	1,908,000	1,854,000	1,804,500	8,035,500	6,996,000	6,798,000	6,616,500	161,502,000	4,504,500
2.5%	484,000	422,000	410,000	399,000	2,178,000	1,899,000	1,845,000	1,795,500	7,986,000	6,963,000	6,765,000	6,583,500	160,693,500	3,696,000
2.0%	482,000	420,000	408,000	397,000	2,169,000	1,890,000	1,836,000	1,786,500	7,953,000	6,930,000	6,732,000	6,550,500	159,901,500	2,904,000
1.5%	480,000	418,000	406,000	395,000	2,160,000	1,881,000	1,827,000	1,777,500	7,920,000	6,897,000	6,699,000	6,517,500	159,109,500	2,112,000
1.0%	477,000	416,000	404,000	393,000	2,146,500	1,872,000	1,818,000	1,768,500	7,870,500	6,864,000	6,666,000	6,484,500	158,301,000	1,303,500
0.5%	475,000	414,000	402,000	391,000	2,137,500	1,863,000	1,809,000	1,759,500	7,837,500	6,831,000	6,633,000	6,451,500	157,509,000	511,500
<b>現行</b>	<b>473,000</b>	<b>412,000</b>	<b>400,000</b>	<b>390,000</b>	<b>2,128,500</b>	<b>1,854,000</b>	<b>1,800,000</b>	<b>1,755,000</b>	<b>7,804,500</b>	<b>6,798,000</b>	<b>6,600,000</b>	<b>6,435,000</b>	<b>156,997,500</b>	<b>0</b>

# 【追加資料3】報酬等審議会答申における報酬等の引上げ理由

◎令和5年度に開催された報酬等審議会において、報酬等を引上げとした例

団体名	市長、副市長、教育長の給料の額について		議員の報酬の額について	
	改定率（額）	改定率（額）決定に至る経緯	改定率（額）	改定率（額）決定に至る経緯
さいたま市	1.6%	○「一般職職員の給与改定率の累計値」を基に、1.6%の引き上げを行うことが妥当であると判断	1.6%	○「一般職職員の給与改定率の累計値」を基に、1.6%の引き上げを行うことが妥当であると判断
熊谷市	2.5万円（市長） 2万円（副市長） 1.5万円（教育長） ※2.09～2.72%	○平成8年以後27年間にわたり引上げが行われなかった結果、県内他市との比較において著しく低い水準 ○人事院勧告を踏まえ、今後、一般職職員の月例給の引上げが予定される ○民間事業所における賃金・雇用情勢の回復基調がより鮮明になることが予想される	5千円（議員） ※議長以外 6千円（議長） 1.06～1.11%	○人事院勧告において、過去5年の平均と比較して約10倍という大幅な月例給の引上げを勧告していること ○議員報酬に係る引上げの措置を講じないことにより一般職職員の給料月額との適正な較差の均衡を失うおそれがあること
三田市 （兵庫県）	据置（市長） 1万円（副市長） 1万円（教育長）	○市長の給与は、県平均や全国類似市の平均を上回っている。一方、副市長、教育長の給料額については、他団体と比較して低い水準 ○これまでの審議会で、市長・副市長・教育長の職務・職責割合を市長100%、副市長80%、教育長70%とし、その割合に応じて給料額を決定	1千円	○「部長に適用される等級の号給のうち、その中間程度」を1つの参考指標としてきおり、議員報酬額500,000円は部長級の平均額501,400円と比較して少し下回るものであり、この部長級の平均額相当に引き上げるべきとの意見 ○兵庫県下平均（神戸市除く）、類似団体平均を上回っており、一定の水準を確保できていることから現状維持が妥当であるという意見
米子市 （鳥取県）	0.3%	○民間との格差是正や物価指数等の数字を含んだものが人事院勧告の結果。引上げ率の根拠としては人事院勧告を一つの基準にすべき ○人事院勧告による一般職指定職の引上げ率である0.3%を基準にする	0.3%	○民間との格差是正や物価指数等の数字を含んだものが人事院勧告の結果。引上げ率の根拠としては人事院勧告を一つの基準にすべき ○人事院勧告による一般職指定職の引上げ率である0.3%を基準にする
燕市 （新潟県）	3%	○政府から民間企業への賃上げ要求5%を参考。新潟県内では3.3%の賃上げに留まっている。	4%	○審議会資料（HPに掲載なし）を見て、4%が妥当であると判断。
豊川市 （愛知県）	0.3%	○人事院勧告による国家公務員の指定職俸給表の引上げ率が0.3%	0.3%	○人事院勧告による国家公務員の指定職俸給表の引上げ率が0.3%

## 【追加資料4】 市長・副市長・教育長の給料月額及び部長級職員の給与の推移

◎市長、副市長、教育長の給料月額と部長級職員の平均給与月額及び1号級の給与額について、過去5年間の推移を記載した。

◎なお、令和6年度の人事院勧告において、本市部長級の1号給は465,500円に改定となり、地域手当及び管理職手当を含めた給与額は601,360円（前年比1.05%）となる。

	令和元年	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	月額	月額	前年比	月額	前年比	月額	前年比	月額	前年比
① 市長	903,000	930,000	2.99%	930,000	0.00%	930,000	0.00%	930,000	0.00%
② 副市長	766,000	788,000	2.87%	788,000	0.00%	788,000	0.00%	788,000	0.00%
③ 教育長	701,000	722,000	3.00%	722,000	0.00%	722,000	0.00%	722,000	0.00%
④ 部長級（平均給与）	657,863	654,757	-0.47%	656,744	0.30%	655,085	-0.25%	656,904	0.28%
⑤ 部長級（8級1号給）	593,408	593,408	0.00%	593,408	0.00%	593,408	0.00%	595,088	0.28%

※部長級の給与については、通勤手当・扶養手当・住居手当は含まれない。